

第十六回 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

六月二十六日委員天田勝正君辞任につき、その補欠として松永義雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事

上原 正吉君  
竹下 豊次君

委員

白渡瀬米吉君  
田中 啓一君  
井野 碩哉君  
松永 義雄君  
松原 一彦君

政府委員

宮内庁次長 宇佐美 義君  
事務局側

常任委員 杉田正三郎君  
会専門員 藤田 友作君  
会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○皇室経済法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) これより内閣委員会を開会いたします。

第一部 内閣委員会會議録第六号

並びに皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の両案を議題といたしました。これより前回に引き続きまして質疑をお願いいたします。

○上原正吉君 この両案は予備審査におきましてやはり十分な審査を遂げたと思ひますので、両案とも質疑、討論を省略して直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○松原一彦君 私は只今の上原君の動議に賛成いたします。

○委員長(小酒井義男君) 只今直ちに採決に入るようにとの動議がございましたが、さう取計らうことに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。それではこれから採決に入ります。皇室経済法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を一括議題にいたします。ことに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。皇室経済法の一部を改正する法律案及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございます。よつて本二件の法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございます。よつて本二件の法律案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長長の口頭報告

昭和二十八年六月三十日【参議院】

告の内容は、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと思ひます。

それから本院規則第七十二条による多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

竹下 豊次 松永 義雄  
井野 碩哉 白渡瀬米吉  
田中 啓一 松原 一彦  
上原 正吉

○委員長(小酒井義男君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと思ひます。

本日はこれを以て散会いたします。午前十一時六分散会。

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、軍人恩給復活に関する請願(第八〇〇号)(第九一〇号)(第九二六号)(第一〇〇五号)(第一〇〇六号)(第一〇〇七号)(第一〇〇八号)(第一二二三号)

一、傷い軍人の恩給復活に関する請願(第八七四号)(第九六一号)(第一〇四二号)(第一二二三号)

一、傷い軍人等の恩給に関する請願(第九一二号)(第一二二三号)

一、恩給改訂に関する請願(第九六〇号)

一、元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願(第一〇〇九号)

一、戦犯者の恩給復活に関する陳情(第一五六号)

第八〇〇号 昭和二十八年六月十三日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 三重県一志郡久居町西藤田町四一九 藤田正直 外二百十七名

紹介議員 井野 碩哉君

軍人恩給の復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)第七項症増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)文武官在職年通算については引き続き勤務したことの条件を削除すること、(六)恩給金庫を設ける等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九一〇号 昭和二十八年六月十六日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 千葉県夷隅郡上野村植野一、三〇八 加藤秋蔵 外十七名

紹介議員 長島 銀藏君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第九二六号 昭和二十八年六月十六日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 熊本市大江三五大江町千田貞雄 外五百五十四名

紹介議員 深水 六郎君

請願者 千葉県船橋市本町四ノ一、五四〇 本多武男 外三百四名

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第一〇〇五号 昭和二十八年六月十七日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 滋賀県大津市真西町五三 國富八尺 外八千四百三名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第一〇〇六号 昭和二十八年六月十七日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 山口市上金古曾三八 高橋忠治 外一万一千八百十六名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第八〇〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和二十八年六月十七日受理

軍人恩給復活に関する請願  
請願者 熊本市大江三五大江町千田貞雄 外五百五十四名

昭和二十八年六月三十日  
【参議院】

三、九七三人  
一、七四二人

|                                                                                       |                                                                      |                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 行政機関の区分                                                                               | 定員                                                                   | 備考                 |
| 本府<br>公正取引委員会<br>国家公安委員会<br>国家地方警察<br>国家消防本部<br>土地調整委員会<br>総理府<br>宮内庁<br>調達庁<br>行政管理局 | 一、九一九人<br>二三七人<br>四五、二八〇人<br>一一一人<br>一八人<br>九五五人<br>三、九七三人<br>一、七四二人 | うち三〇、〇〇〇人は、警察官とする。 |

|        |                                       |                                         |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------------|
| 運輸省    | 本省<br>船員労働委員会<br>捕獲機検再審査委員会<br>海難審判庁  | 一七、七二八人<br>五四人<br>五人<br>一五八人            |
| 計      | 一七、九三四八                               |                                         |
| 通商産業省  | 本省<br>特許庁<br>中小企業庁                    | 一三、二七八人<br>七〇〇人<br>一七〇人                 |
| 計      | 一四、一四八八                               |                                         |
| 農林省    | 本省<br>食糧庁<br>林野庁<br>水産庁               | 二五、七八八人<br>二八、〇三六人<br>二二、一〇〇人<br>一、四四三人 |
| 計      | 七七、三六七人                               |                                         |
| 厚生省    | 本省                                    | 四五、八八六八                                 |
| 文部省    | 本省<br>文化財保護委員会                        | 六三、三〇三人<br>四四九人                         |
| 計      | 六三、七五二八                               |                                         |
| 大蔵省    | 本省<br>国稅庁                             | 二四、〇五一一人<br>五一、七七一人<br>七五、八二二人          |
| 計      | 六三、三〇三人<br>うち六一、七〇三人は、<br>国立学校の職員とする。 |                                         |
| 外務省    | 本省                                    | 一、六五〇人                                  |
| 法務省    | 本省<br>司法試験管理委員会<br>公安審査委員会<br>公安調査庁   | 四三、六五九人<br>一〇人<br>一、七〇二人                |
| 計      | 四三、六五九人<br>うち一〇、九〇七人は、<br>檢察庁の職員とする。  |                                         |
| 北海道開発庁 |                                       | 三、二〇三人                                  |
| 自治庁    |                                       | 二二三人                                    |
| 保安庁    |                                       | 八、一六八人                                  |
| 経済審議庁  |                                       | 三九五八                                    |
| 計      | 六六、一七二人                               |                                         |

- 附 則
- この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
  - 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、大蔵省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、二万四千二百五十一人とする。
  - 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、水産庁の職員の定員は、昭和二十八年九月三十日までの間は、一千五百十人とする。
  - 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、通商産業省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、一万三千二百八十四人とする。
  - 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から海上公安局法（昭和二十七年法律第二百六十七号）施行の日までの間は、

|     |                                             |                               |
|-----|---------------------------------------------|-------------------------------|
| 郵政省 | 本省                                          | 二五五、二五五人                      |
| 労働省 | 本省<br>中央労働委員会<br>公共企業体等仲裁委員会<br>公共企業体等調停委員会 | 一九、九七五人<br>九〇人<br>二一人<br>一二四人 |
| 計   | 二〇、二二〇人                                     |                               |
| 建設省 | 本省<br>首都建設委員会                               | 一〇、七八〇人<br>一人                 |
| 計   | 一〇、七八〇人                                     |                               |
| 合 計 |                                             | 六九四、三四七人                      |

- 間は、保安庁の職員の定員は、一人とし、海上保安庁の職員の定員は、一万六百九十九人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一万五千二百六十八人とする。
- 改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間は、厚生省の本省の職員の定員は、四万四千四百五十五人とし、引揚援護庁の職員の定員は、千七百七十二人とする。
- 各行政機関においては、この法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第二條第一項の定員（前五項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる職員と定める。）をこえる員数の職員は、昭和二十八年十一月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。
- 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第

二百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項中「前三項」を「前項」とし、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案  
大蔵省設置法の一部を改正する法律  
大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第二号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條第一号の次に次の一号を加える。

二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

第十四條中「印刷局」を「印刷局修所」に改める。

第十六條の次に次の一条を加える。

（税関研修所）  
第十六條の二 税関研修所は、大蔵省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な職務上の訓練を行う機関とする。

二 税関研修所に支所を置く。

三 税関研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

第二十三條各号列記以外の部分中「並びに同條第四号から第九号までに掲げるもの」を「同項第四号から第九号までに掲げるもの、第十條第十一号並びに第十三條第四号、第十五号、第八号及び第十三号に掲げる

もの」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし同条第三号中「支払手段、貴金屬、証券及

び債權を化体する書類」を「及び貴金屬」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十四条の表中

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 横浜税関 横浜市        | 東京都 神奈川県 埼玉県 茨城 |
| 山梨県 新潟県 福島県 宮城県 | 山梨県 新潟県 福島県 宮城県 |

東京税関 東京都

|                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 横浜税関 横浜市            | 神奈川県 埼玉県 茨城県 群馬県 栃木県 千葉県 |
| 山梨県 新潟県 福島県 宮城県 山形県 |                          |

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 門司税関 門司市 | 福岡県 山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 |
| 宮崎県 鹿児島県 |                         |

|          |                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 門司税関 門司市 | 福岡県(長崎税関の管轄に属する地域を除く。) 山口県 佐賀県のうち唐津市、東松浦郡及び西松浦郡 長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び土県郡大分県 宮崎県 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|

|          |                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長崎税関 長崎市 | 長崎県(門司税関の管轄に属する地域を除く。) 佐賀県(門司税関の管轄に属する地域を除く。) 福岡県のうち久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潞郡 八女郡、山門郡及び三池郡 熊本県 鹿児島県 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|

改める。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、東京税関及び長崎税関においては、税関長官房及び左の二部を置く。

監視部  
業務部

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局